

「特定求職者雇用開発助成金」に関するご案内

平成30年10月1日から支給要件の一部を変更しました

特定求職者雇用開発助成金（※）は、平成30年10月1日から支給要件の一部を下記のとおり変更しています。

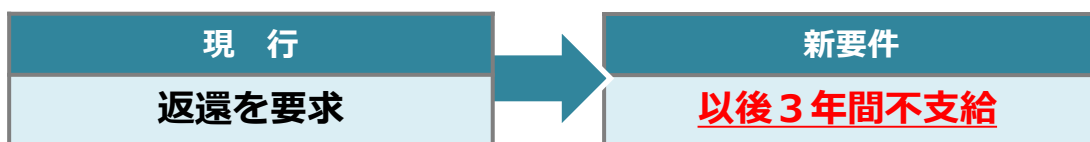
ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

（※）変更の対象は以下のコースです。

- 特定就職困難者コース
- 生涯現役コース
- 被災者雇用開発コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 長期不安定雇用者雇用開発コース
- 生活保護受給者等雇用開発コース

1. 助成対象期間中に対象労働者を解雇・雇止め等した場合

- ▶ 変更点：これまでは当該労働者に対する助成金の返還をお願いしていましたが、
今後は、以後3年間、当該事業所に対して本助成金を支給しないこととします。



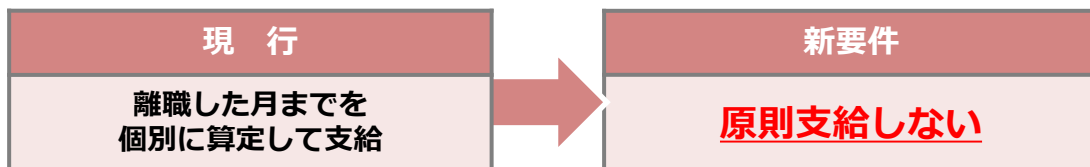
【変更の背景】事業主都合で対象労働者を解雇・雇止め等（※1）することは、対象労働者の不利益につながる
こと、また、事業主の社会的責任に鑑み、従来実施していた既払い助成金の返還を廃止し、**解雇・雇止め等**
を実施した日以後3年間は、当該事業所に対する助成金を支給しないこととします。（※2）

※1 解雇・雇止め等とは、事業主都合による解雇はもちろんのこと、事業主の勧奨等による任意退職等も
含み、具体的には雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3」及び喪失原因が「2」のうち離職区
分が2A、2B及び2Cとなる離職をいいます。

※2 本変更は平成30年10月1日以降に対象労働者を解雇・雇止め等した場合に適用されます。

2. 支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合

- ▶ 変更点：これまでは離職した月までを助成対象期間として助成金を支給していましたが、
今後は、当該支給対象期（6か月）分の本助成金は原則支給しないこととします。



【変更の背景】雇入れ時点において「継続して雇用する労働者として雇い入れる」ことを本助成金の支給要件の
ひとつとしていますが、**事業主による労働者の職場定着に対する措置を十分図っていただく必要があること**か
ら、新たに「支給対象期間中に離職していないこと」を支給要件とします。

- ▶ 上記1、2の変更に伴い、従来支給要件としていた「**離職割合要件**」は廃止します。
ただし、**就労継続支援A型事業所の利用者として雇用される場合を除きます。**
- ▶ また、**実際に対象労働者に支払った賃金額を、支給額算定の際の基準に加えます。**
 - ◆ 週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合は短時間労働者とみなします。
 - ◆ 支給対象期における賃金額が支給額を下回る場合は助成金を支給しません。
- ▶ 変更は**平成30年10月1日以降に支給対象期（第1期）が開始される者から適用**（上記1を
除く）されます。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

その他・
留意事項

